

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 1	学校給食推進支援事業	98.9%

[1]事業の概要について(注1)

事業概要

1 食育の推進を支援する事業（定款第4条第1号）
 学校等で実施される食育推進事業を支援するため、次の事業を実施した。

- (1) 各種研究大会・講習会等の実施
 食育指導の中心的な役割を担う栄養教諭・学校栄養職員及び子どもたち等を対象に、第59回北海道学校給食研究大会をはじめ、食育に係る講習会等の事業を北海道教育委員会及び北海道学校給食研究協議会等と連携し実施・後援した。
- 〈実施実績〉
- | | | | | |
|-----------------------|---------|---------|---|---|
| ・第59回北海道学校給食研究大会 | 8月9,10日 | 池田町 | 主 | 催 |
| ・平成28年度子ども給食教室 | 7月26日 | 札幌市（当会） | 主 | 催 |
| ・第48回北海道高等学校給食研究協議会 | 8月5日 | 札幌市 | 後 | 催 |
| ・第39回学校給食展 | 10月22日 | 札幌市 | 後 | 催 |
| ・平成28年度食育推進研究協議会 | 10月21日 | 函館市 | 共 | 催 |
| ・平成28年度北海道学校給食調理コンクール | 1月6日 | 札幌市（当会） | 共 | 催 |

- (2) 研究団体等への助成
 学校給食に関わる研究団体等に対し、学校給食の充実及び食育を推進するための経費を助成した。
- 〈助成先等〉
- ア 北海道学校給食研究協議会
 - イ 北海道学校給食研究協議会栄養部会
 - ウ 北海道学校給食研究協議会学校部会
 - エ 北海道学校給食研究協議会共同調理場部会
 - オ 札幌市学校給食栄養士会
 - カ 北海道高等学校給食研究協議会
 - キ 北海道特別支援学校栄養教諭研究協議会
 - ク フードリサイクル実施学校への米糠の提供（小中学校113校）

- (3) 施設・設備の貸出し
- ア 研修室・調理室等の貸出し
 学校給食関係団体からの要望に応じ、研修室等を無料で貸出した。
- 〈貸出実績〉
- イ 「北海道学校給食献立システム」の貸出し
 給食用食材や給食メニューなどのデータ及びアレルギー物質に関するデータ等を管理・活用して献立を作成するためのシステムを、本年度新規の3箇所を加え、59箇所の学校及び共同調理場に無料で貸出した。
 - ウ レプリカの貸出し
 文部科学省委託事業で作成した「鮭」「さんま」及び「昆布」の実物大レプリカを食育の授業に役立ててもらうため、学校及び共同調理場等25箇所に無料で貸出した。
 - エ バイキング用食器の貸出し
 学校給食が多様化する中、楽しく潤いのある食事環境づくりを支援するため、バイキング用食器（皿、鉢、プレート等）17種類について、学校及び共同調理場163箇所に延べ4,076枚を無料で貸出した。
 - オ DVD等の貸出し
 学校給食従事者の衛生管理等研修及び児童生徒の食育指導用として、DVD等11枚を学校及び共同調理場等4箇所に無料で貸出した。
- 〈貸出実績〉
- 貸出先内訳 小学校3校 共同調理場55施設 国立大学法人付属学校1校 延べ228日間
 - 貸出先内訳 小学校6校 中学校3校 特別支援学校5校 共同調理場8施設 児童福祉関係等3団体 延べ200日間
 - 貸出先内訳 小学校122校 中学校30校 特別支援学校3校 共同調理場8施設 延べ228日間
 - 貸出先内訳 小学校1校 中学校1校 特別支援学校1校 共同調理場等1施設 延べ108日間

- (4) 情報提供
 学校給食に係る広報紙の発行及びホームページの運営
 広報誌（北海道学校給食研究協議会と共同発行）及びホームページにより、学校給食レシピの紹介や各種研究会・研修会等、広く学校給食や食育に関わる情報提供を行った。
- 広報紙「いただきます」発行実績
- ・第197号 平成28年 5月26日
 - ・第198号 平成28年 9月28日
 - ・第199号 平成28年11月15日
 - ・第200号 平成29年 3月10日

2 安全・安心な学校給食用物資を安定的に供給する事業（定款第4条第2号）
 常に良質で安全なものを安定的に供給するとともに、保護者の給食費負担に影響を及ぼさないよう価格の安定を図る観点から、次の事業に取り組んだ。

- (1) 学校給食用物資の安定供給
- ア 物資の安定供給（必要量・品質確保）
- a 主食となる給食米については、ホクレンとの年間契約により、また、パン等の主原材料となる小麦粉は関係製粉会社との年間契約により、それぞれ必要量を確保した。
 - b 給食米については、すべて道産米を使用し、地元産を希望する市町村については、それぞれの要望に応え安定的に供給した。
 また、パンについても、地産地消の観点に立って、北海道産小麦粉100%を使用したパンを安定的に供給した。

一般物資の供給については、道内産、国内産を主原料とした物資の開発・選定を行い、安全で良質な物資の供給拡大を図るとともに、配送協力店の協力を得ながら、物資を安定的に供給した。

- c 当会の附属機関である「物資開発委員会」においては、今年度新商品の開発にまでは至らなかったが、北海道産原料及び国内産原料を使用した商品、アレルギー対応商品を中心に、新たに23品目の物資選定を行った。
- イ 物資の価格安定
 - a 年間需要計画をもとに一括大量購入するスケールメリットを生かした物資を確保することにより、低廉な価格での物資の供給に努めた。また、教育の機会均等を図る観点から、精米・小麦粉・脱脂粉乳・一般物資については、離島を含め全道すべて同一価格で提供した。
 - b 市町村の給食に関わる予算を考慮し、全ての取り扱い物資について年度当初又は学期前に価格を公表し、市町村が各月の給食費の額を一定とすることができるよう努めた。
 - c 給食に要する経費のための支援として、米穀1kgが1円当たり3.58円の値引き助成措置を行った。平成28年度の助成総額は年間約13,136千円となった。

(2) 学校給食用物資の安全性の確保

ア 学校給食用物資の衛生検査の実施
安全・安心な物資を提供するため、随時自主検査を行うとともに、共同調理場から依頼のあった物資の検査を実施した。

〈検査実績〉

検体数 238検体（内訳 自主検査237 依頼検査1）

イ 加工委託工場への助成措置

パン・米飯・麺の加工委託工場の衛生管理の向上を図るため、施設の補修等衛生管理の改善に要する経費について、12工場に3,546千円の助成を行った。助成を行った工場の中には、8月の台風被害にあわれた工場もあった。助成を行った工場からは「天板汚れによる異物混入が無くなった。」「機械が更新され異物混入が減少した。また、製造効率も上がった。」「品質が良くなった。」などの報告を受けた。

ウ パン品質審査会の実施

学校給食用パンの品質の向上を図るため、学校給食関係者の協力を得て、加工委託工場を対象に焼き上がりの状態、味、香等の品質審査会を2回開催した。

審査員からは「最近レベルが高く、工場の努力が感じられ、今後とも向上心を持ってレベルアップに努めてほしい。」などの評価をいただき、審査結果を踏まえた技術指導の対象となる加工委託工場はなかった。

審査結果は、当法人のホームページにアップし、多くの学校給食関係者に周知した。

〈開催実績〉

- ・第1回全道学校給食用パン品質審査会 平成28年7月8日（金） 56工場
- ・第2回全道学校給食用パン品質審査会 平成29年3月3日（金） 55工場

エ 研修会の実施及び講師の派遣

衛生管理の徹底及び意識の向上を図るため、学校給食共同調理場の管理運営者を対象とした「学校給食共同調理場管理運営者研修会」の開催した。また、市町村等開催の衛生管理講習会に、当会専門職員を派遣し、指導・助言等を行った。

〈開催・派遣実績〉

- ・学校給食共同調理場管理運営者研修会の開催
平成28年 5月20日（金） 八雲町 全道から31名参加
- ・衛生管理講習会への専門職員の派遣
1会場（七飯町）

オ 加工委託工場の立入り調査の実施

加工委託工場の衛生管理状況等を確認するため、全道78工場を対象に、当会専門職員等による実地調査を行った。

カ 検査機器の貸出し

学校等からの要請により、一般細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌検査等のため「ふらん器」「ATP式拭取検査器」「手洗いチェッカー」「紫外線ランプ」等を学校及び共同調理場等に無料で貸出した。

〈貸出実績〉

- ・ふらん器 11箇所（小学校1校 共同調理場5施設 その他5）
スタンプ型培地80枚、手形培地40枚提供
- ・ATP拭取検査器 23箇所（小学校3校 共同調理場10施設 その他10）
検査用スティック970本提供
- ・手洗いチェッカー 4箇所（共同調理場4施設）
- ・紫外線ランプ 4箇所（小学校1校 共同調理場1施設 その他2）

【事業を一本にまとめた理由】

当会は、学校給食が安全・安心に実施されるよう、米、小麦粉は地元北海道産を供給、給食用物資は年間契約などにより、安価で安定的に供給し、また、給食用物資を安心して利用できるよう、元食品衛生検査専門員を配置して、食品検査などの衛生環境づくりを行うとともに、元栄養教諭、元小学校長などのスタッフを揃え、食育推進を支援するための各事業を行い、行政のみでは為し得ない物心両面にわたる学校給食の推進を支援するための事業をトータル的に展開していることから、事業を一本にまとめ、学校給食の推進を支援することとしている。

【事業実施をするための施設】

住所：北海道札幌市西区八軒9条西11丁目1番55号
土地：敷地面積4,000平米
建物：管理棟 地上2階建鉄筋コンクリート造、延べ床面積647.34平米
倉庫棟 鉄骨平屋造、床面積1,266.83平米
(常温庫1,060.72平米、低温庫64.96平米、冷凍庫101.15平米)

【主な財源】

基本財産の運用益、事業収益（物資供給事業収益）

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
09	学校教育活動の一環として実施される学校給食を適正、円滑に推進支援することを目的としており、学校給食法の児童生徒の心身の健全な発達に資する事業であることから、別表9号に該当する。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))		
チェックポイント事業区分 (下欄▽ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	
(1) 検査検定 区分ごとのチェックポイント 1. 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該検査検定の基準を公開しているか。 3. 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。 4. 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。 (例: 個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定) 5. 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例: 検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている)	(1) 検査検定 1. 上記事業概要で記載のとおり、学校給食を受けている全ての児童・生徒の安全・安心の確保を目的としており、特定の個人・団体の利益増進を目的としているものではない。 また、検査の結果についてはホームページ等にて毎年公表している。 2. 検査を行なう物資の基準については、国の食品衛生法、JAS法に規定されており、また、分析手法についても食品衛生法で規定されている。 3. ホームページ上に事業内容を掲載している。 4. 2の基準に基づき検査を行うことから、公正性・客観性は確保している。 5. 当会の検査に従事する職員は、分析技術等に専門的知見を有しており、また、検査の結果は公表し、関係者の高い評価を得ている。 その他説明事項	
(3) 講座、セミナー、育成 区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(3) 講座、セミナー、育成 1. 学校給食の関係者を対象として取得した知識等を給食現場で活用される事を目指して実施している。また、当該講習会等の開催については、ホームページ、広報等で広く周知を図っており、特定の個人・団体の利益増進を目的としているものではない。 2. 学校給食に関係するものすべてを対象としており、食中毒の防止等保護者にとっても知識を取得しておくことが望ましい内容のものについては門戸を開いている。 開催は、ホームページ、広報等に掲載することで広く周知を図っており、利用の機会は広く開かれている。 3. 講師には食品衛生に関する専門家(元衛生研究所の専門家、獣医師・元食品衛生関係専門家)に栄養教諭等実務経験者など、各テーマに沿った専門家・有識者に依頼している。 4. 講師には当会の有識者を派遣しており、報酬は支払われていない。 なお、外部講師の招聘に当たっては、道に準じた講師謝金基準に基づいて支払っており、過大な報酬は支払っていない。 その他説明事項	
(4) 体験活動等 区分ごとのチェックポイント		

<p>1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例: テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>(4) 体験活動等</p> <p>1. 全道各小学校から希望する子どもたちが参加する「子ども給食教室」を実施し、学校給食の理解を深める機会を提供した。</p> <p>2. 1の「子ども給食教室」においては、学校で実際に提供されている給食と同じメニューの料理作りに挑戦し、調理技術の向上及び学校給食への意識作りに効果を挙げた。</p> <p>3. 元栄養教諭を各班(5班)に配置し、きめ細やかな指導にあたった。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(5) 相談、助言</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例: 助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(5) 相談、助言</p> <p>1. 上記事業概要で記載のとおり、加工委託工場に対しては、衛生管理、物資管理の徹底を図るための文書による指導のほか、立入調査を行い、このことが学校給食の安全・安心の確保、ひいては食中毒防止に大きく貢献している。</p> <p>2. 一般的な指導、助言(検査を伴わない)については、出来る限り対応することとしている。</p> <p>3. 加工委託工場の立入調査及び衛生検査については学識経験者(元衛生研究所の専門家、獣医師・元食品衛生関係専門家、栄養教諭等)が指導、助言に関与している。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(7) 技術開発、研究開発</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していないか、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(7) 技術開発、研究開発</p> <p>1. 「北海道学校給食献立システム」の開発については、近年、栄養教諭・学校栄養職員が、学校給食の献立を検討する上で、その栄養価のみならず、物資の在庫状況、物資の発注計画、トレーサビリティ(食材の履歴)、アレルギー物質の情報等、多岐にわたって管理する必要があり、コンピュータシステムの支援なしには困難な状況となっており、学校現場で直接学校給食に携わる栄養教諭等から、コンピュータシステムにおけるソフトウェアの開発が望まれていたところでした。</p> <p>当会では、その要望に応えるべく、元栄養教諭である当会の職員も関与する中で仕様書を作成し、学校給食の献立におけるニーズに適合したシステム開発を行い、当会のホームページにより無料で貸与する旨の公募を行っている。</p> <p>現在、全道59ヶ所の学校・共同調理場に無料で貸与しているが、その後も新規の貸出希望があり多くの反響を得ている。</p> <p>2. このシステムは当会のホームページ及び広報誌「いただきます」に掲載し、広く周知を図っている。</p> <p>3. 当該技術開発に当たっては、献立システムに直接関わる元栄養教諭が携わっており、専門家が適切に関与している。</p> <p>4. 元栄養教諭の当会職員が直接携わっており、全てを外部に委託して行っているものではない。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(7) 技術開発、研究開発</p>		

<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3. 当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。 4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。 	<p>(7) 技術開発、研究開発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記事業概要で記載のとおり、文部科学省からの委託を受け研究開発した、地場産物活用为学校給食用製品については、多くの反響を得ている。 2. 「物資開発委員会」において開発された製品については、広報誌「いただきます」に紹介し、また、外部からの問合せにも適宜対応している。 3. 当該委託事業の開発に当たっては、元栄養教諭、現職の栄養教諭、学校栄養職員が携わっており、専門家が適切に関与している。 4. 当会に設置されている「物資開発委員会」により実施されており、外部に委託して行なっているものではない。 <p>その他説明事項</p>	
<p>(11) 施設の貸与</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。 	<p>(11) 施設の貸与</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の貸与に当たっては、学校給食の普及充実及び食育の推進を目的として、栄養教諭、学校栄養職員等が講習会、研修会等を実施する場合を対象としており、ホームページで周知を図っている。 2. 基本的には学校給食事業を対象としており、公益目的以外での使用は原則として受け付けていない。 <p>その他説明事項</p>	
<p>(13) 助成(応募型)</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。 (例: 個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。 	<p>(13) 助成(応募型)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記事業概要記載のとおり、学校給食献立システムの開発に当たっては、当会が学校給食のニーズにあったシステムを開発し、広く学校給食関係者に対してその活用を促している。 そのシステム開発を含め、要した事業費は5年間で約20,000千円となっており、利用については、無料で提供している。 2. 申請要領は、ホームページにより公開しており一般に開かれたものとなっている。 3. 貸与申請書受理後、当会の数名の職員において貸与先を選定・決定する等所定の手続きを経ており事業の公正性は確保されている。 4. 本事業を実施するに当たっては、栄養教諭、学校栄養職員等の意見を取り入れるなど、適切に専門家が関与している。 5. 利用者の公表は行っていない。 6. 無償貸与をしており、報告等は必要としていない。 <p>その他説明事項</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>給食物資供給事業</p> <p>1. 上記事業概要記載のとおりを位置づけており、物資の供給に当たっては、全道の全ての学校、全ての児童・生徒を対象としており、特定の個人・団体の利益増進を目的としているものではない。</p> <p>2.</p> <p>ア 本事業は、学校給食を実施する全道の市町村の児童及び生徒を対象として行なわれるもので、特定の個人・団体の利益増進を目的としているものではない。</p> <p>イ 当会が実施する事業については、学校給食に関連するそれぞれの分野における専門性を備えた栄養教諭、小学校長、共同調理場長、衛生研究所等の専門家が関与して実施し、今日まで適切に使命・役割を果たしてきた。そのことがこれまでの事業の評価につながっている。</p> <p>ウ 選定された物資の買入れに当たっては、納入業者等の資格を定めて公正を期している。供給価格については、常に新聞、業界紙、市場調査等を通じて、比較検討を行なっており、適正な価格での供給を行なっている。</p> <p>エ 本事業では該当しない。</p> <p>その他説明事項</p> <p>本道の小中学校における学校給食は、南北560km東西へ510kmの広大な北海道全域で実施されており、小中学校1,772校のうち30%の526校が小規模のへき地校となっている。</p> <p>給食用物資の購入先については、事業主体である市町村の判断によるが、離島を含むへき地校を抱える市町村にあっては、地元で給食用物資を提供できる企業が僅少であることや、輸送費・人件費等の面から、都市部の企業がこれらの地域の営業活動に積極的でないため、給食用物資の確保が難しい状況にある。</p> <p>当会は、教育の機会均等を確保するため、関係市町村からの要請により、基本物資(小麦粉・精米・脱脂粉乳)及び一般物資(缶詰・調味料・冷凍食品等)ともに、他の地域と同一条件でこれらの地域にも安定的に供給している。</p> <p>また、当会は供給量の多寡にかかわらず、緊急配送にも対応するなど学校給食の円滑な実施に努めてきている。</p> <p>このことが、今日までの北海道学校給食会への信頼に繋がっていると考えている。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>研究団体等への助成</p> <p>1. 本事業の目的は各市町村が学校教育活動の一環として実施する学校給食をより適切に行うことを目的とするものである。</p> <p>2.</p> <p>ア 本事業は、学校給食の実施者を助成の対象としており、当該実施者が実施する学校給食を通じて食育の研究事業等、児童・生徒の健全育成に役立つものであることから、受益の機会が開かれている。</p> <p>イ 当会の助成先は、学校給食の実施者で構成されている任意団体であり、当該任意団体には、直接給食を実施する専門職員もいることから事業の質は確保されている。</p> <p>ウ 本事業は、各市町村において学校給食に直接携わっている職員で構成される任意団体を対象としており、当該団体と同種の目的を持つ団体は他にないことから選考を必要としない。</p> <p>エ 本事業では該当しない。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p>		

<p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>情報収集・提供</p> <p>1. 上記事業概要で記載のとおり目的を位置付けている。学校給食は、教育活動の一環として行なわれていることから栄養教諭、学校栄養職員等は、食の指導に関する情報について多くの知識を得たいと切望している。また、一方保護者も食に関する安全性等を含めた多くの学校給食に関する情報を期待している。これらの要請に対応するため物資の生産、流通、消費、安全性、食糧需給等あらゆる情報を収集し提供する事業であり、特定の個人・団体の利益の増進を目的としているものではない。</p> <p>2. ア 情報の提供は、ホームページや広報誌等を利用して学校給食関係者、保護者に提供しており受益の機会は開かれていると考えている。</p> <p>イ 提供する情報内容については、学校教育、学校給食、衛生管理、食品検査等に精通した専門家も加わり検討を行っている。 また、タイムリーさを要求される事例については行政や農協等から情報を得ることで対応している。</p> <p>ウ、エについては、該当しないと考える。</p> <p>その他説明事項</p>
---	---

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	営業許可証(魚販)
根拠法令	食品衛生法第52条
許認可等行政機関	札幌市保健所
許認可等の名称	営業許可証(肉販)
根拠法令	食品衛生法第52条
許認可等行政機関	札幌市保健所
許認可等の名称	食品販売業登録票
根拠法令	食品の製造販売行商等衛生条例(北海道条例)第4条
許認可等行政機関	札幌市保健福祉局

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。